

議会基本条例検討作業部会提出資料

各市の議会基本条例の整理

| 各 章 | | 各 条 項 |
|--------|----------------|---|
| 前文 | 制定の趣旨 | |
| 第 1 章 | 総則 | 目的 基本方針 条例の位置付け 基本姿勢(議会の活動原則等) 議会の活動原則 議員間討議による合意形成 説明責任 議決事件の指定 議会及び議委員の責務 定例会の回数と会期等 議員定数 最高規範性 |
| 第 2 章 | 議会及び議員の活動原則等 | 議会の活動原則 議員の活動原則 会派 政務調査費 議会の説明責任 議決責任 議長の活動原則 議員の責務及び活動原則 |
| 第 3 章 | 議会運営 | 議会運営の原則 委員会 調査活動 議会の説明責任 |
| 第 4 章 | 市民と議会の関係 | 情報公開 請願及び陳情 市民参加 説明責任等 広報広聴機能 市民との意見交換 委員会等の公開等 市民参加及び市民との連携 |
| 第 5 章 | 議会と市長等の関係 | 市長等との関係の基本原則 一問一答方式等 政策等の監視及び評価 議員の文書による質問 資料の提出 政策立案等 重要な政策等の説明及び審議 予算・決算審議における説明 法第 9 6 条第 2 項の議決事件 |
| 第 6 章 | 議会の機能強化 | 議決事件の追加 議員相互の討議の推進 調査研究機関の設置 議員研修 広報広聴調査活動等の充実 予算の確保 議員及び会派の積極的な政務調査活動 自由討議の尊重 政策立案及び政策提言 専門的事項に係る調査 検討会等 |
| 第 7 章 | 議会改革の推進 | 議会改革の継続的な取組 検討会の設置 交流及び連携の推進 |
| 第 8 章 | 議員の政治倫理 | 議員の政治倫理 |
| 第 9 章 | 議会及び議会事務局の体制整備 | 議員政策研究会及び議会活性化推進会議 議員研修の充実 議会事務局の体制整備 議会図書室 議会広報の充実 |
| 第 10 章 | 議員の定数及び議員報酬 | 議員の定数 議員報酬 |
| 第 11 章 | 政務調査 | 所管事務調査 政務調査費 審査・調査活動等 |
| 第 12 章 | 補則 | 条例の見直し 議会運営の評価及び検証 他の条例との関係 議会及び議員の責務 見直し手続き 議会及び議員の条例等の遵守 委任 |